

総行行第62号
総財営第36号
平成24年4月25日

各都道府県総務部長 殿
(契約担当課・市町村担当課扱い)
各指定都市財政局長 殿
(契約担当課扱い)

総務省自治行政局行政課長

総務省自治財政局公営企業経営室長

地方公共団体が行う売電契約について

平成24年4月3日付で閣議決定された「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針」に基づき、下記のとおりお知らせしますので、売電契約を締結する際にはご留意願います。

なお、各都道府県契約担当課及び各指定都市契約担当課におかれては、公営企業関係部局に、各都道府県市町村担当課におかれては、貴都道府県内各市町村及び一部事務組合等に、周知願います。

記

地方公共団体が行う売電契約については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項及び第2項の規定により、一般競争入札により締結することが原則とされていること。なお、随意契約については、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項又は地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の14第1項に規定する事由に該当する場合に締結することができるものであること。

【問い合わせ先】

総務省自治行政局行政課

担当：岡専門官、青木係長

TEL 03-5253-5510

総務省自治財政局公営企業経営室

担当：田中補佐、関本係長

TEL 03-5253-5639

エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針

平成 24 年 4 月 3 日
閣 議 決 定

行政刷新会議の下の「規制・制度改革に関する分科会」におけるエネルギー分野の規制・制度改革に関する検討の結果を踏まえ、別紙のとおり、「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針」を定める。

別紙において、「実施時期」が「結論を得次第措置」又は「早期措置」とされている事項、及び法令等の運用を見直すこととされている事項については、四半期ごとに内閣府が進捗状況を確認し、各府省は早期に措置するよう努めるものとする。

当該四半期に措置が完了しない場合は、改めて次の四半期の対応を内閣府と各府省が協議する。

また、内閣府は、上記の経緯と結果を公表する。

規制・制度改革事項 一覧（抜粋）

（別紙）

番号	事項名	規制・制度改革の内容	実施時期	法律事項・政令事項・省令事項				所管省庁
				法律	政令	省令	その他（運用等）	
42	公営の発電事業における新電力の買取参入の実現	地方公共団体に対して、 <u>地方公共団体が行う売電契約について、一般競争入札が原則である旨を改めて周知する。</u> また、各地方公共団体における売電契約の状況について実態調査を行う。	平成 24 年度早期措置				●	総務省 経済産業省

総行行第122号
総財営第61号
平成26年7月4日

各都道府県総務部長 殿
(契約担当課・市町村担当課扱い)
各指定都市財政局長 殿
(契約担当課扱い)

総務省自治行政局行政課長

総務省自治財政局公営企業経営室長

地方公共団体が行う売電契約について

平成24年4月3日付で閣議決定された「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針」に基づき、「地方公共団体が行う売電契約について」(平成24年4月25日付け総行行第62号、総財営第36号自治行政局行政課長、自治財政局公営企業経営室長通知)を発出したところですが、この度、第186回国会における電気事業法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議を踏まえ、改めて下記のとおりお知らせしますので、売電契約を締結する際にはご留意願います。

なお、各都道府県契約担当課及び各指定都市契約担当課におかれては、公営企業関係部局に、各都道府県市町村担当課におかれては、貴都道府県内各市町村及び一部事務組合等に、周知願います。

記

地方公共団体が行う売電契約については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項及び第2項の規定により、一般競争入札により締結することが原則とされていること。なお、随意契約については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項又は地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第21条の14第1項に規定する事由に該当する場合に締結することができるものであること。

【問い合わせ先】

総務省自治行政局行政課

担当：泉水専門官、米岡係長

TEL 03-5253-5510

総務省自治財政局公営企業経営室

担当：佐藤補佐、御手洗係長

TEL 03-5253-5639

電気事業法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（衆議院）（抜粋）

政府は、電力システム改革を着実に推進するため、本法施行に当たり、以下の点に留意すること。

一～四（省略）

五 電力の小売全面自由化に伴い、新規事業者に対する送配電網への公平な接続の保証や需要家情報の共有等を通じて、新規事業者が電力小売市場に参入することが阻害されることなく、現在の一般電気事業者と公平に競争できる環境を整備すること。また、新規事業者の電源調達を容易にするため、引き続き、地方自治体による電源の売り入札の促進に加え、電力会社における余剰電力の供出の促進等を通じ、卸電力市場の活性化に向けて必要な措置を講じるものとする。

六～九（省略）

電気事業法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（参議院）（抜粋）

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 電力の小売全面自由化に伴い、新規事業者に対する送配電網への公平な接続の保証や需要家情報の共有等を通じて、新規事業者が電力小売市場に参入することが阻害されることなく、現在の一般電気事業者と公平に競争できる環境を整備すること。また、新規事業者の電源調達を容易にするため、引き続き、地方自治体による電源の売り入札の促進に加え、電力会社における余剰電力の供出の促進等を通じ、卸電力市場の活性化に向けて必要な措置を講じるものとする。さらに、新規参入や技術開発等の促進は、経済成長につながるものであり、政府の諸方針においても明確に位置付けるものとする。

二～七（省略）